

土砂災害警戒区域の指定について

- ・基礎調査1巡目と土砂災害警戒区域の指定の完了

これまでの経緯と指定完了について説明します。

- ・地域の防災力を高める警戒避難体制の強化

指定完了後の取組みについて説明します。

また取組みの中で要配慮利用施設の避難確保計画の作成率が全国平均以下であり、作成期限が令和3年度となっていることから、その強化について説明します。

土砂災害防止法※とは

土砂災害防止法は、平成11年6月の広島県における大規模な土砂災害を契機として、平成13年4月に施行されました。

国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進することを目的としています。

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域



○土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

住民の皆様生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域

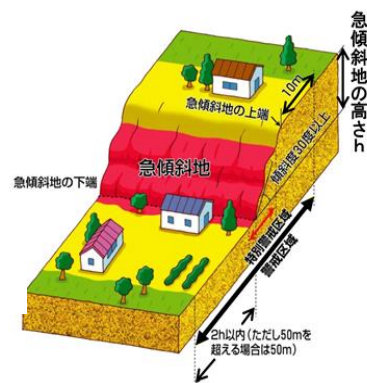
○土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

建物が壊れ、住民の皆様生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある区域 ※イエローゾーンに含まれます。

○土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

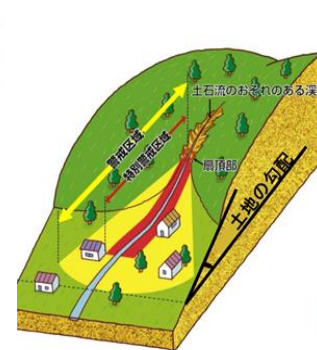
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



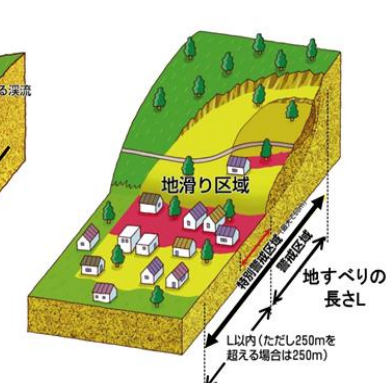
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



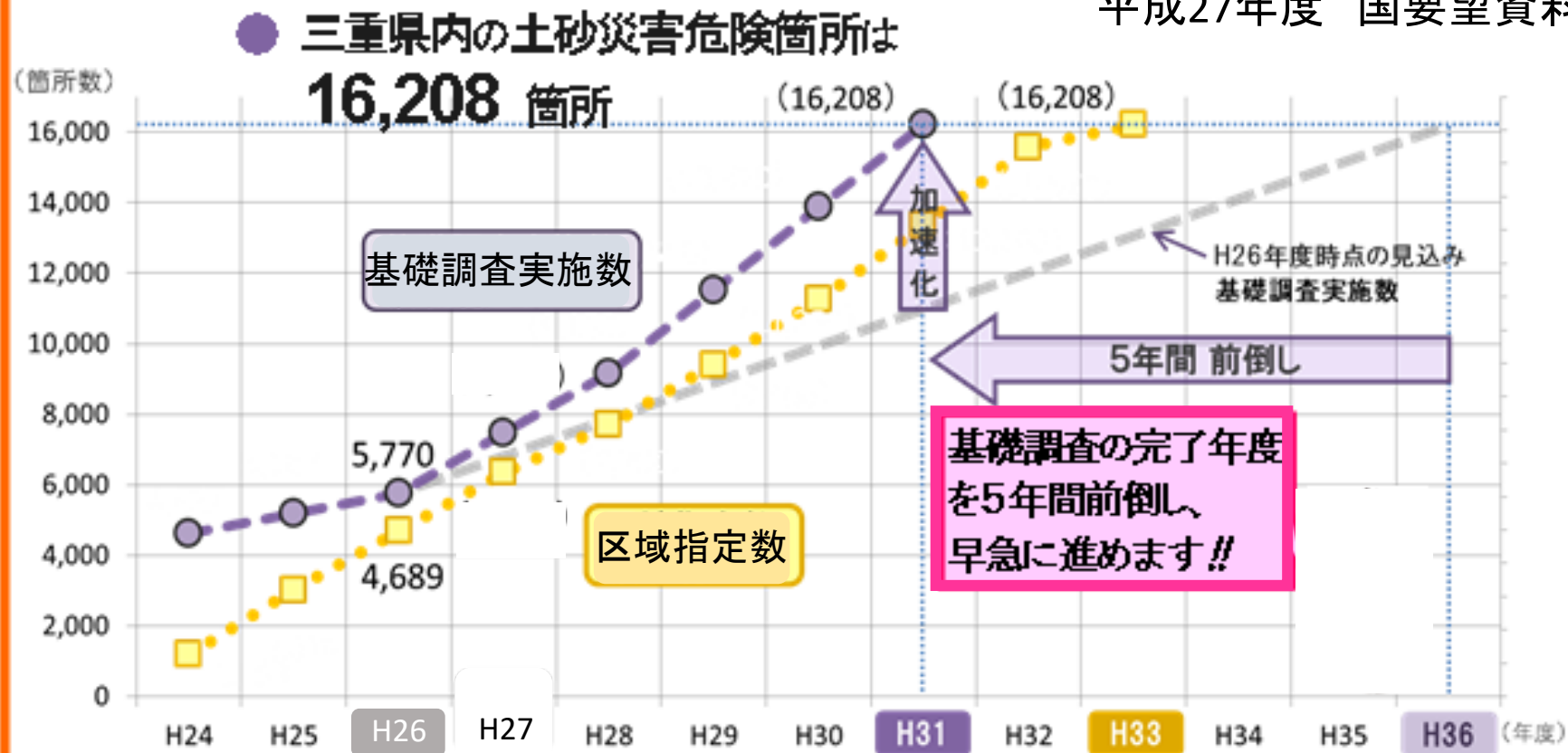
○避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域

※土砂災害防止法・・・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

三重県の土砂災害警戒区域指定これまでの取組

平成13年の土砂災害防止法の施行により三重県では、1巡目の基礎調査を実施し、指定を進めてきましたが、レッドゾーンに規制がかかることから、指定への理解が得られず全国と比べ進捗が遅れていました。その中、平成26年8月の豪雨により広島県で大規模な土砂災害が発生し指定の重要性が再認識されました。これを踏まえ、本県では1巡目の基礎調査の完了年度を従来の目標から**5年間前倒し**、平成31年度に完了させ、平成33年(令和3年)に指定を完了することを目標に取り組んできました。

平成27年度 国要望資料



三重県の土砂災害警戒区域指定状況

令和3年6月25日に指定が完了します。

指定完数

市町名	市町別	
	危険箇所数	警戒区域数
桑名市	247	198
いなべ市	389	322
東員町	20	25
四日市市	376	398
菰野町	225	261
朝日町	39	39
鈴鹿市	218	238
亀山市	570	583
津市	2,543	2,037
松阪市	1,653	1,575
多気町	422	533
明和町	15	10
大台町	823	975
伊勢市	405	410
玉城町	30	20
度会町	318	292
大紀町	661	573
南伊勢町	757	758
鳥羽市	638	691
志摩市	813	825
名張市	483	501
伊賀市	1,700	1,750
尾鷲市	301	324
紀北町	646	697
熊野市	1,170	1,234
御浜町	426	340
紀宝町	320	323
県計	16,208	15,932

基礎調査の状況

1巡目の基礎調査の完了

令和元年度末に
(危険箇所 16,208箇所)完了
(このうち15,932箇所を指定)

危険箇所とは

土石流、急傾斜地の崩壊、地滑りのおそれがある箇所を1/25,000の地形図から抽出し、現地を目視により確認したもので、昭和41年から概ね5年ごとに平成13年度まで実施していました。

指定の状況

指定完了

いなべ市、桑名市、四日市市、
鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、
伊勢市、鳥羽市、志摩市、名張市、
伊賀市、尾鷲市、
東員町、菰野町、朝日町、明和町、
大台町、多気町、玉城町、度会町、
大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、
紀宝町

指定予定(令和3年6月25日)

熊野市

土砂災害危険箇所無し

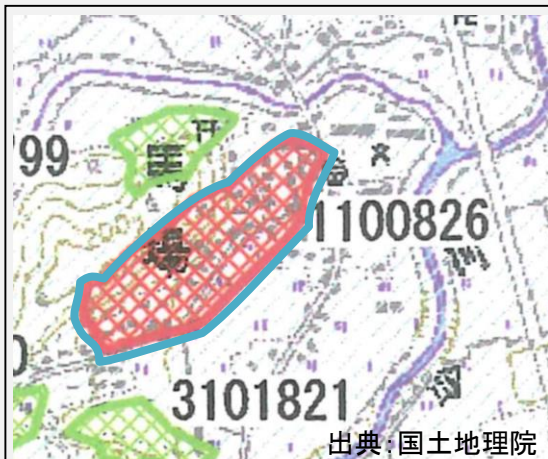
木曾岬町、川越町

これまで実施してきた基礎調査（1巡目調査）

土砂災害危険箇所

(1/25,000地形図)

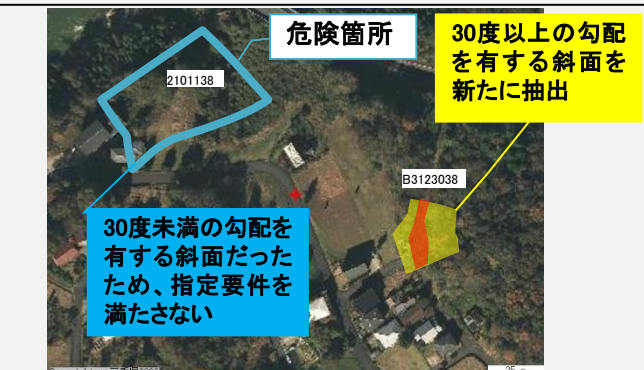
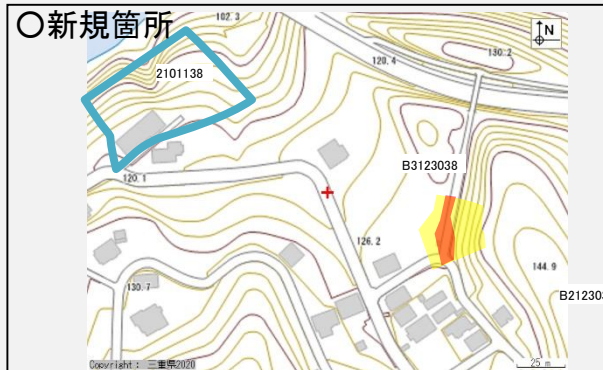
※1/25,000を引き伸ばして掲載



既往の土砂災害危険箇所
(H14公表)とその周辺の地形・人家・社会的要件などの調査を実施

土砂災害警戒区域 (1/2,500地形図) ※1/2,500を引き伸ばして掲載

土砂災害危険箇所と比較して土砂災害警戒区域は詳細なコンターを使用するため、指定要件を満たす斜面の範囲が変更されたり、危険箇所が指定要件を満たさないことが判明したり、危険箇所とは別の箇所が新たに抽出されることがある。

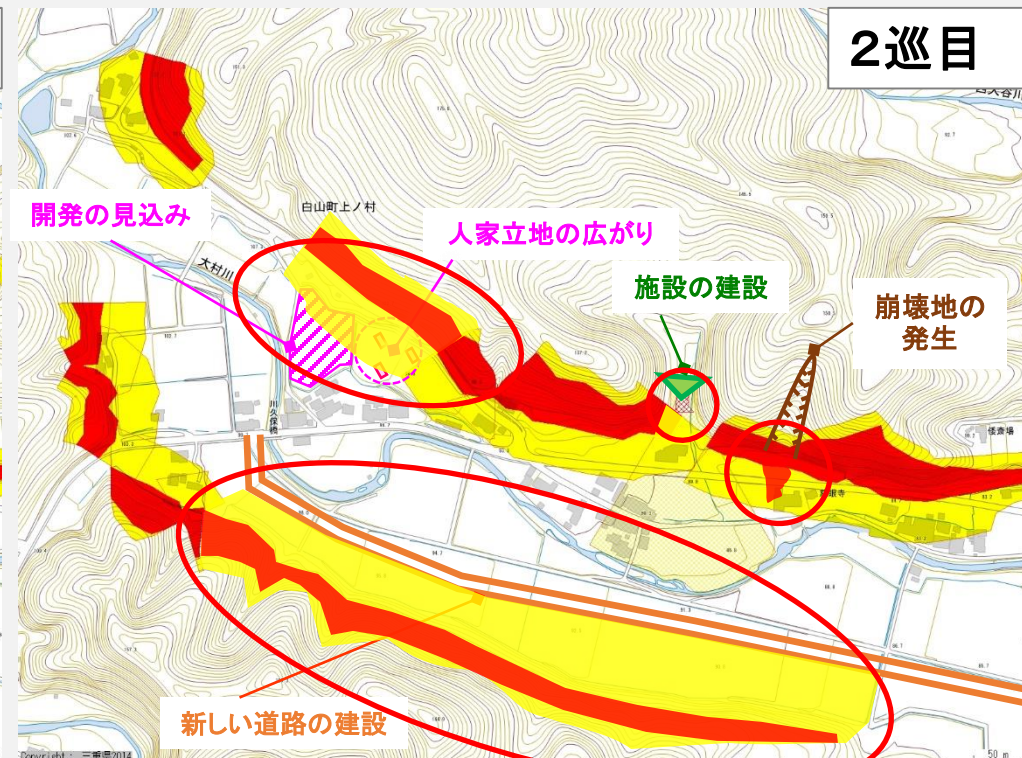
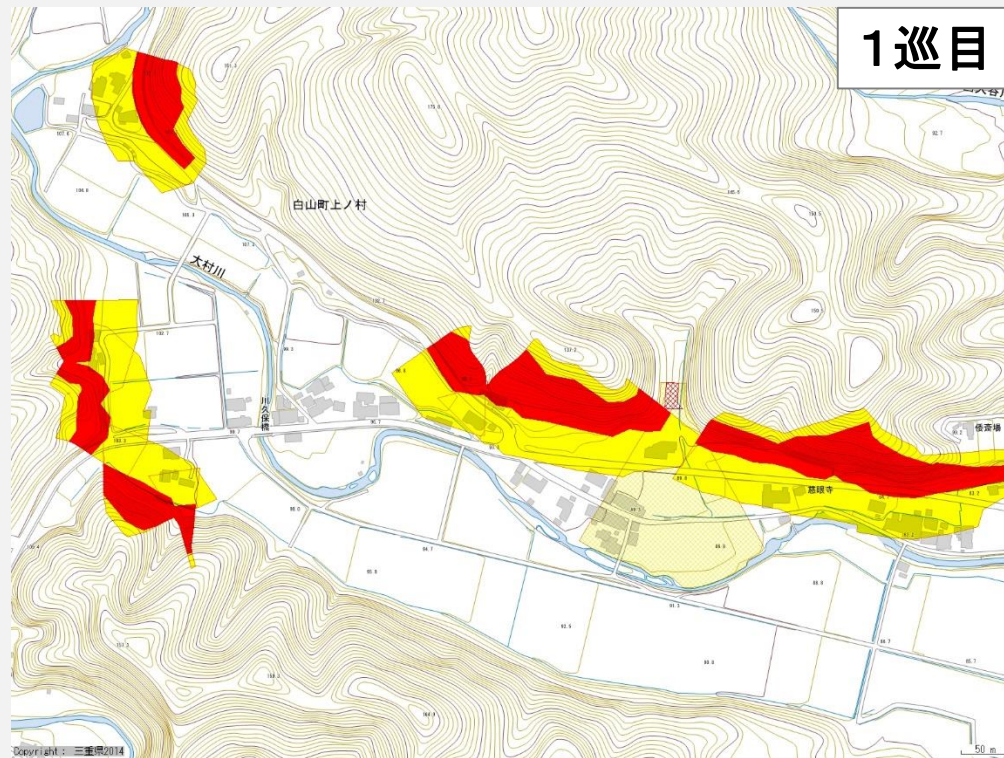


→要件を満たす箇所について、土砂災害警戒区域等(イエロー・レッド)を指定
三重県共有デジタル地図を使用し詳細な抽出がされたことにより危険箇所16,208箇所に対して15,932箇所の指定箇所を抽出

今後実施する基礎調査（2巡目以降調査）

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、調査を行います。

「土砂災害防止法」より



→要件を満たす箇所について、土砂災害警戒区域等（イエロー・レッド）を指定。

・地形改変・施設整備・人家立地、周辺状況の変化（開発・道路建設）などによって、1巡目調査時と差異が生じた箇所を抽出

地域の防災力を高める警戒避難体制の強化

■ 要配慮者利用施設の係る土砂災害防止法の義務等

平成29年に「土砂災害防止法」、「水防法」が改正され「市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、**避難確保計画の作成**及び避難訓練の実施が義務づけられている。

【土砂災害防止法第8条2】【水防法第15条の3】
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、**以下の義務を負う**

- ・避難確保計画の作成
- ・訓練の実施

国土交通省において「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画において令和3年度までに取り組むべき内容

避難確保計画作成の支援

要配慮者利用施設における**避難確保計画の作成**について、都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援を行う

参考

避難確保計画作成状況【土砂災害防止法】【R2. 12. 31時点】

	対象要配慮者利用施設	避難確保計画を作成している要配慮者利用施設	
三重県	292	175	59.9%
全国	18,326	12,139	66.2%

避難確保計画作成状況【水防法】【R3. 3. 31時点】

	対象要配慮者利用施設	避難確保計画を作成している要配慮者利用施設	
三重県	1,497	1,001	66.9%
全国	96,463	63,739	66.1%

地域の防災力を高める警戒避難体制の強化

■ 土砂災害ハザードマップ、避難確保計画等の作成支援

市町に向けての避難確保計画作成の説明会



市町に対して土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン、避難確保計画の策定に対する要配慮者利用施設からの相談への対応など自助、共助につながる取組を強力に支援

市町の開催する避難確保計画作成支援講習会



市町の開催する要配慮者利用施設の管理者を対象に土砂災害防止法、水防法に基づく避難確保計画作成支援講習会に参加し連携することで、避難確保計画の重要性や、避難確保計画作成の手引きのポイントを説明するなどの支援

令和3年度の避難確保計画作成の完了を目指し、作成の遅れている施設の市町への説明会や意見交換会を重点的に実施するとともに先進的な取組事例を情報提供するなどして作成を促す。